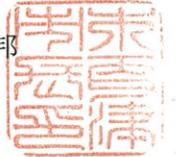


木更津市告示第141号

木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年木更津市条例第21号）第17条第1項の規定により、令和6年度に本市が処分する産業廃棄物について次のとおり告示する。

令和6年4月1日

木更津市長 渡辺 芳 邦



木更津市が処分する産業廃棄物

1 処分する産業廃棄物の範囲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障がないと認めたものとする。

2 処分する産業廃棄物の種類

市が処分する産業廃棄物は次の種類とし、いずれも毒性又は感染性の汚染物が付着したもの又はその恐れがあるものを除くものとする。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず（長さ80センチメートル、太さ15センチメートル以内のものに限る。）
- (3) 繊維くず
- (4) 金属くず（200リットル缶程度までの空き缶、スチール机、トタン及び農業用等の一輪車程度に限る。）
- (5) ガラスくず及び陶磁器くず（空きびん、窓ガラス程度のものに限る。）
- (6) 汚泥（下水道処理施設及び道路側溝から発生する汚泥類に限る。）
- (7) 廃プラスチック類（廃タイヤは除く。）
- (8) 動物性残渣

3 搬入できる事業者

市内の事業者で、木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成5年木更津市規則第37号）第5条第2項の規定により市長に申請し、その承認を受けた者とする。

4 搬入の制限

- (1) 市の指定する施設に搬入できる量は、1日につき概ね500キログラム以内とし、一般

廃棄物と分別し搬入することとする。

(2) 市が行う一般廃棄物の処分に支障を及ぼすと認めた場合は、前項の承認を取り消すことができる。